

神奈川県生活環境の保全等に関する条例 地下浸透禁止物質一覧
(同条例施行規則第2条の3)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	クロム及びその化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1, 2 -ジクロロエタン
14	1, 1 -ジクロロエチレン
15	1, 2 -ジクロロエチレン
16	1, 1, 1 -トリクロロエタン
17	1, 1, 2 -トリクロロエタン
18	1, 3 -ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	2 -クロロ - 4, 6 -ビス（エチルアミノ） - s - トリアジン（別名シマジン）
21	S - 4 - クロロベンジル = N, N - ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	クロロエチレン
28	1, 4 - ジオキサン

※ 26に掲げる物質にあつては、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。